

岩美町若者世代Uターン奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町若者世代Uターン奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本奨励金は、若者世代のUターンを推進することを目的として、岩美町出身者の30代までの夫婦及び子育て世帯並びに学卒者等の若者世代が岩美町へ転入等する場合に交付する。

(交付対象世帯等)

第3条 本奨励金の交付の対象は、令和3年3月1日以降に住民登録又は卒業若しくは中途退学した次の各号のいずれかに該当する世帯等とする。

- (1) 過去、岩美町の住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）されたことがあり、転出後1年以上経過した者が含まれる夫婦（民法（明治29年法律第89号）第739条に定める婚姻の届出を行い、受理された者）で転入する世帯で、本奨励金を申請する年度末において、夫婦のいずれかが39歳以下である世帯。ただし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号による世帯主との続柄の記載方法として、「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載する内縁の夫婦を含むものとする。
- (2) 過去、岩美町に住民登録されたことがあり、転出後1年以上経過した者が含まれる2人以上で転入する世帯で、本奨励金を申請する年度末において、転入者のいずれかが18歳以下である世帯。
- (3) 本奨励金を申請する年度末において、39歳以下である者のうち、過去又は現に岩美町の住民登録があり、鳥取県外の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校、大学）を卒業又は中途退学した日から1年以内の者（以下「卒業等」という。）。

(交付対象事由)

第4条 本奨励金の交付対象事由は、次に掲げるすべての事項を満たす場合とする。

- (1) 住民登録日又は卒業、中途退学した日から継続して3年以上定住する意思があること。
- (2) 岩美町への転入が転勤、研修等によるものでないこと。
- (3) 第3条第1号及び同条第2号の世帯については、1年以内に本奨励金の対象となった同一の住所地でないこと。
- (4) 第7条第1号に定める同意書に記入した者が、町税、税外収入金その他岩美町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分納納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。
- (5) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び岩美町暴力団排除条例（平成24年岩美町条例第4号）に規定する暴力団員でないこと。

(申請期限)

第5条 本奨励金の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行うものとする。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号に定める世帯 住民登録日から1月を経過する日まで
- (2) 卒業者等 住民登録日から1月を経過する日又は卒業、中途退学した日から1年を経過する日まで

(交付額等)

第6条 本奨励金の交付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、本奨励金は重複して交付しないものとする。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号に定める世帯 200千円
- (2) 卒業者等 100千円

(交付申請)

第7条 本奨励金の交付を受けようとする者は、岩美町若者世代Uターン奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書(様式第2号)
- (2) 鳥取県外の高等学校等を卒業又は中途退学したことがわかるもの(第3条第1項第2号に定める卒業者等のみ)
- (3) 戸籍の附表又は転入前1年の間の住所地が確認できるもの(岩美町に本籍地を有さない者のみ)

(奨励金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により本奨励金の交付申請があったときは、当該交付申請の内容等を審査し適当と認めるときは、本奨励金を申請世帯等に交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、本奨励金の交付を受けた世帯等が次に掲げるいずれかに該当するときは、本奨励金の返還させることができる。

- (1) 本奨励金の交付を受けた日から3年以内に岩美町外に転出したとき。
- (2) 偽りの記載情報により、本奨励金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日まで適用する。
- 2 第5条の規定による申請期限については同条の規定に関わらず、令和3年3月1日から令和3年3月31日までに住民登録又は卒業若しくは中途退学した者は令和3年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に転入した世帯については、改正後の岩美町若者世代Uターン奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。